



公費による不当共済掛金、市への返還は

問 一年前の6月議会で質問した折り、それぞれの負担割合で市と職員に返還する方向で協議を進めるとの答弁、一年経過したが補正にも新年度当初予算にもその経緯が見えないが、その結果はどうなったのか。

市長公室長 職員団体と協議中である。団体側も「返さない」とは、言っていないが、一旦支出された金を再度市の方へ返還する法的根拠について大阪で係争中である。基本的な立場にたって協議を進めたい。

問 職員が退職後に個人受取りの掛金に隠れ蓑を着せ負担金に転じ公費で負担して来たのしか見えない。

市長公室長 協会の説明では「職員互助会が掛けたもので当局への直接返還は出来ない。互助会への返還、そのあとは労使で法律的な判断を」との指示があっている。よって行政判断を超える最終的な司法の場での



3月28日「朝日新聞」より

判断が出れば、法治国家として従わざるを得ない。

問 平成4年から制度化することの議会提案の覚えもない。あつていれば退職金支給条例の改定もなされてる筈だが確認を問う。

市長公室長 協会負担金の中にいった形で制度が続いた間、歳出され非常にわかりにくい予算計上になっていったと思う。

問 先の議会で退職金の類ではと問うたことに、違ふとの事、ならば何なのか。市長は常々「スピード」「市民との信頼関係」「透明性」を唱える中で何で「司法の場、法治国家」が出て来るのか。

市長 残金については最終的な決着をすることに組合側と交渉していく。

水町好議員

議会の豆知識

「召集」「招集」？

地方自治法では「議会は、長がこれを招集する。」とあります。一方憲法では、「天皇は、内閣の助言と承認により、左の国事に関する行為を行ふ。」とあって、「国会を召集すること。」となっています。(条文一部省略)文化庁の「言葉に関する問答集」によると「召集」は、多くの人を呼び出して集めること。

「招集」は、多くの人をまねき集めること。集まってもらうこと。となっており、「召」は地位の高い人が低い人に発する場合に用いるようです。(終戦前、軍隊に徴兵される時のいわゆる「赤紙」も「召集令状」でした。)筑後市においては現在年4回の定例会(ほかに臨時会)を行っていますが、これは「筑後市議会定例会の招集の月について」昭和29年4月2日告示第2号で定められており、「毎年3月、6月、9月及び12月に招集する。」となっています。

政務調査費の改正についてのお知らせ

当市では地方自治法の規定に基づき平成13年より議員に対し、市政に関する調査研究に資するための必要な経費に政務調査費が交付されています。

交付を受けるためにはその分の領収書の添付や収支報告書の提出が義務づけられています。

今回、月額1万円を3万円を限度として引き上げる一方、議員の海外研修費40万円(1期に1回)と費用弁償の代わりに公費負担されていた昼食代(1回550円)を廃止することにしました。

今日、地方分権の時代を迎えて地方の自立が求められ、議会の果たすべき使命と役割はますます高まっています。

今後より一層、議会と議員の質的向上を図り、市民の付託に応えられるような議員活動となるよう全力を尽くす所存です。